

日本微生物学連盟細則

第1条 入会

本連盟に入会を希望する団体は、所定の入会申込書に当該学会の会則、会員現況、役員名簿等を添えて理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第2条 退会

本連盟を退会しようとする団体は、その代表者による退会事由書を理事長に提出しなければならない。

第3条 分担金

本連盟の年間分担金は、加盟団体の毎年4月1日現在における会員数（または微生物学に関連する会員数）を基準として、以下のように定める。

- | | |
|-------------------------------------------|----------|
| (1)会員数（または微生物学に関連する会員数）が100名未満の団体 | 10,000円 |
| (2)会員数（または微生物学に関連する会員数）が500名未満の団体 | 30,000円 |
| (3)会員数（または微生物学に関連する会員数）が500名以上1,500名未満の団体 | 50,000円 |
| (4)会員数（または微生物学に関連する会員数）が1,500名以上の団体 | 100,000円 |

2 加盟団体は、毎年4月1日現在の会員数及び微生物学に関連する会員数を理事長に報告するものとする。

第4条 委員会

本連盟に次の常置委員会をおく。

- ・将来構想検討委員会
- ・学会間交流促進委員会

2 本連盟に次の特別委員会をおく。

- ・IUMS2011 特別委員会

第5条 賛助会員

本連盟に、団体及び個人の賛助会員をおく。

2 本連盟の趣旨に賛同し賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 団体賛助会費は年間50,000円（一口）とする。

4 個人賛助会費は年間5,000円（一口）とする。

第6条 補則

本細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附則

本細則は平成20年4月21日より施行する。